記者発表資料

平成２４年１０月１９日
北上川下流河川事務所

鳴瀬川河川敷に不法投棄（焼却灰約６ m3）を発見
～警察に通報し現地立会します～

１９日（金）午後14時頃、東松島市西福田字流蒲地先の鳴瀬川左岸河川敷に焼却灰約6m3の不法投棄を確認し、警察に通報しました。
不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。
①発見日時　10 月 19 日（金）14 時頃（河川巡視員が現地確認）
②発見場所　東松島市西福田字流蒲地先
③投棄状況　焼却灰（約６ m3 ※別添写真参照）
④そ の 他　10 月 16 日（火）までの巡視では確認できず

●罰則については、以下のとおりです
・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所
鳴瀬出張所
宮城郡松島町高城字水溜下１－１
電話０２２－３５４－３１０１（代表）
所長　渡辺（わたなべ）　敏彦（としひこ）
事務係長　佐藤（さとう）　雅子（まさこ）

不法投棄位置図・状況写真

鳴瀬川　左岸
7．6k付近
焼却灰6m3
（3m3×2箇所、
4tトラック2台分）